

問題

行政行為の附款について説明せよ。

解答のポイント

平成 26 年が行政作用法からの出題であったため、平成 27 年は行政救済法から基本的テーマの出題が予想されていたところ、連続して行政作用法からの出題となっている。

ただし、平成 17 年の過去問（「行政行為の附款とその限界について説明せよ」）とほぼ同様の出題であり、専門記述対策（法律系）レジュメ P. 314 問題 9 及び東京都法律系専門記述対策セミナーレジュメ P. 118 問題 10 に、ズバリ同様の問題が掲載されている。

本問は行政行為の附款の意義、種類、限界に分けて、順に簡潔に説明していくことがポイントである。この際、意義につき簡潔に言及し、種類については 5 つを挙げ、具体例を適宜説明すると高評価につながるであろう。最後に附款の限界については、解答例で示した 4 つにつき簡潔に説明するとよい。

解答例

1. 意義

行政行為の附款とは、行政行為の効果を制限したり、特別な義務を課すために、主たる意思表示に付加される行政庁の従たる意思表示をいう。

2. 種類

附款には、以下の 5 つがある。

- (1) 条件とは、行政行為の効果を発生不確実な将来の事実にかからせる意思表示をいう。会社設立を条件とした河川の使用許可がこれに当たる。会社設立がなければ使用許可の効果は発生しない。
- (2) 期限とは、行政行為の効果を発生確実な将来の事実にかからせる意思表示をいう。日限を定めて使用許可を認める場合である。
- (3) 負担とは、許可等の授益的行政行為をするにあたり、相手方に特別の義務を命じる意思表示をいう。道路の占有許可に当たり、占有料の納付を命じる等である。条件や期限と異なり、負担によって課された義務を履行しなくても、本体たる行政行為の効力は完全に発生する。
- (4) 取消権（撤回権）の留保とは、許認可等の行政行為をするにあたり、行政庁が当該行政行為を取り消す権利を留保する旨の意思表示をいう。ただし、取消し（撤回）には、実質的な理由が必要であり、無制限に撤回できるわけではない。
- (5) 法律行為の一部除外とは、行政行為をするにあたり、法令が一般にその行為に付した効果の一部を発生させないこととする意思表示をいう。

3. 限界

- (1) まず、附款は、法律行為的行政行為にのみ付することができる。準法律行為的行政行為には付することはでき

ない。法律行為的行政行為は行政庁の意思表示を要素とするところ、附款は行政庁の主たる意思表示に付す従たる意思表示だからである。

- (2) 次に、附款は、法律で附款を付すことを認めている場合、又は、行政行為の内容の決定につき行政庁に裁量権が認められている場合に、その範囲内で付すことができる。
- (3) また、附款は、行政目的に必要な範囲でのみ付すことが許される。法目的とは無関係の附款を付すことはできない。
- (4) 最後に、附款によって相手方に課す義務は必要最小限度のものでなければならない。

以上
(829 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策（法律系）レジュメ P.314 問題 9 及び東京都法律系専門記述対策セミナーレジュメ P.118 問題 10 に、ズバリ同様の問題が掲載されている。